

資料2-2

米子境港都市計画地区計画の変更

計画書

米子境港都市計画地区計画の変更（米子市決定）

都市計画米子駅地区地区計画を次のように変更する。

名 称	米子駅地区地区計画		
位 置	米子市弥生町及び目久美町の一部		
面 積	約 2. 6 h a		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、米子市中心市街地の南側に位置するJR西日本米子駅周辺地区である。駅の北側は、商業・業務・行政・文教の施設が集積し、駅前広場は平成9年に地下自動車及び自転車駐車場とともに整備されており、南側は、土地区画整理事業や都市計画道路の整備により住宅系の市街地が形成されている。今後、米子市の新しい玄関口にふさわしい、市の南部方向の顔となる魅力ある都市空間を創出するとともに、駅の南北の連携する交通結節点としての機能性の向上及び駅南北両地区周辺の一体化を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	地区全体の交通利便性及びJR西日本米子駅の南北両地区の一体化を図るため、駅の自由通路及び駅南側の駅前広場を整備することにより、周辺で進められた幹線道路網の整備とあいまって駅南北周辺の賑わいの創出を図る。	
	地区施設の整備の方針	JR西日本米子駅の駅北・駅南が一体となった交通結節ゾーンとしての機能強化を図るため自由通路を設置する。また、単に交通結節点として都市内交通の円滑化に貢献するだけでなく、米子市の南側の玄関口としての役割を果たし周辺を都市の核としていくため、駅南側に駅前広場を整備する。	
	建築物等の整備の方針	敷地の一体化利用により利便性の向上を図るため、建築物等の整備方針を次のように定める。 (1) 立体道路制度を活用して、都市施設の区域の上空、地下又は空間において建築物等の整備を一体的に行うため、重複利用区域、建築物等の建築又は建設の限界を定める。 (2) 健全な商業環境の形成とにぎわいの創出を図るため、建築物等の用途制限を定める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	
		広場	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 工場（ただし、建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。）
	立体道路制度に関する事項	建築物等の敷地として併せて利用すべき区域	都市計画道路 8・7・1号 米子駅南北自由通路 の区域のうち計画図表示のとおり。
		建築物等の建築又は建設の限界	都市計画道路 8・7・1号 米子駅南北自由通路 の区域のうち計画図表示のとおり。

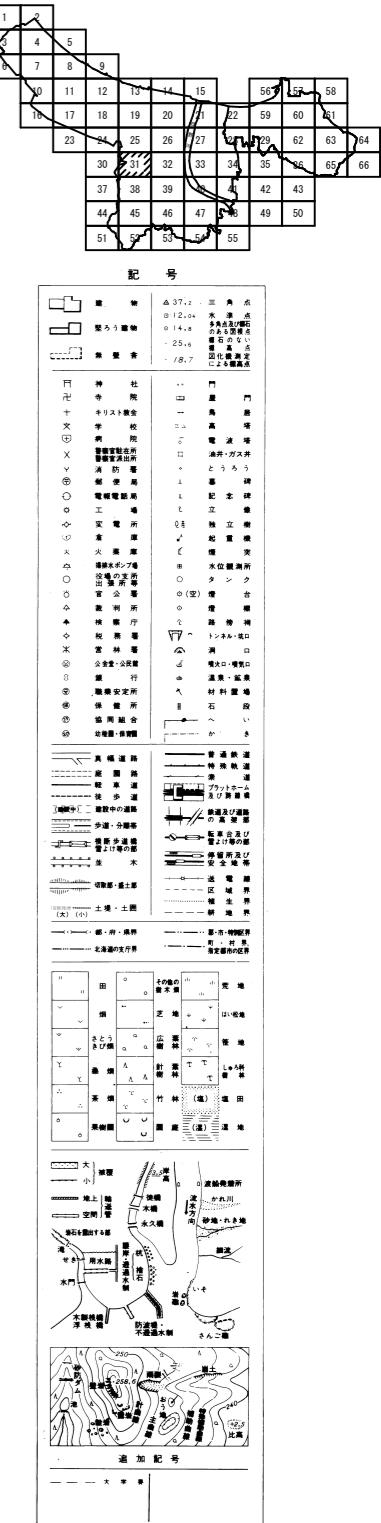
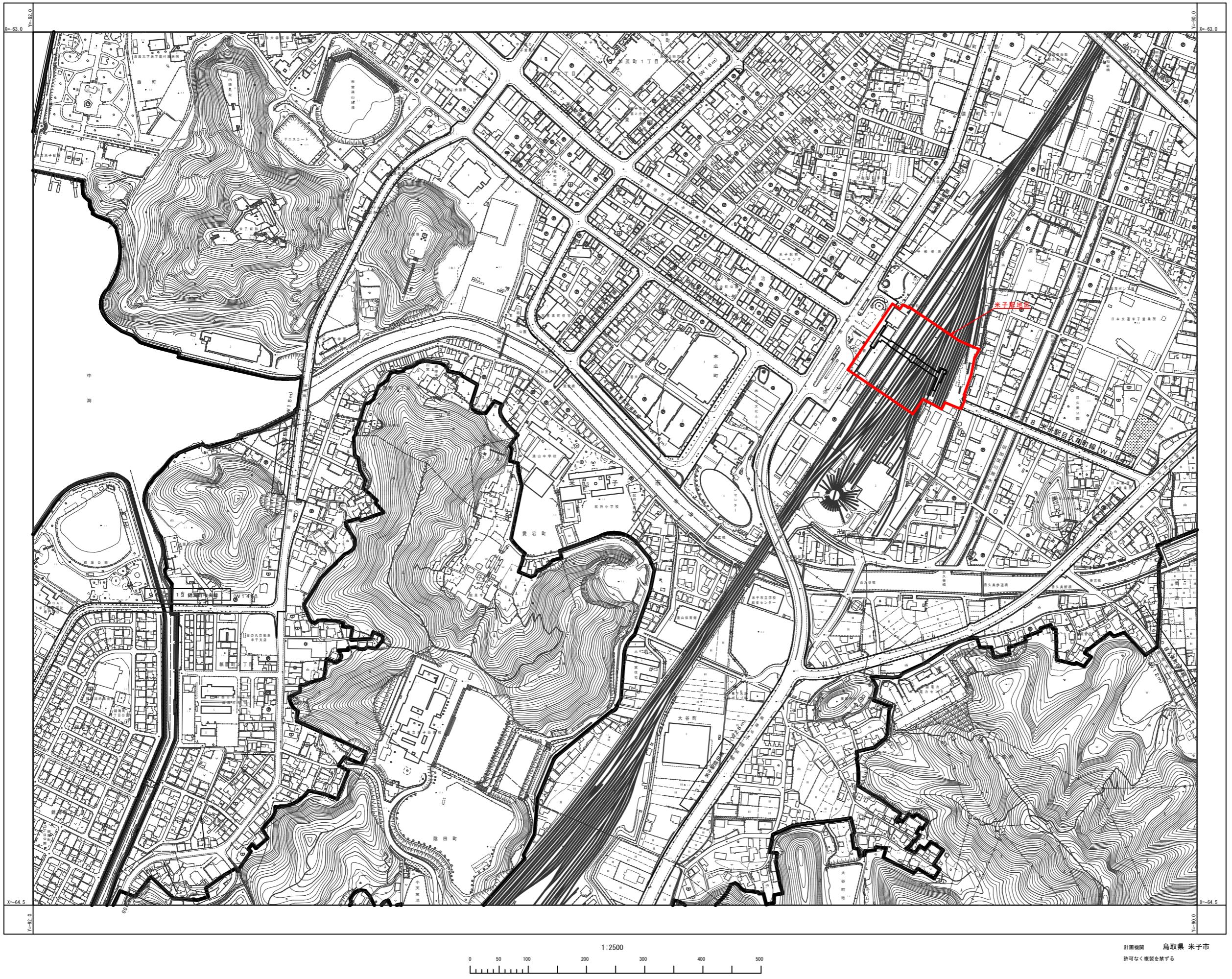
[区域及び重複利用区域等は計画図表示のとおり。]

理由

自由通路の詳細設計において、地元要望による自転車対応及び緊急時のストレッチャー搬送などを考慮したエレベーターの変更や、外観デザインの決定などによる立体都市計画の範囲を変更する。

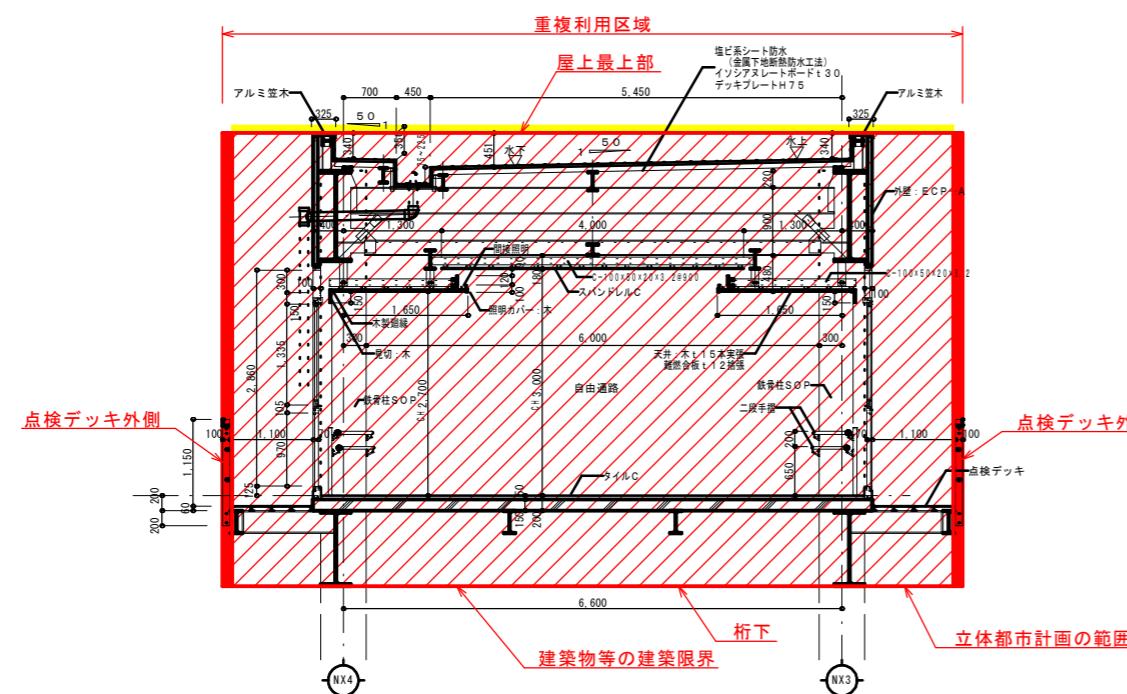
都市計画施設等図(区画31)

図 画 割 図

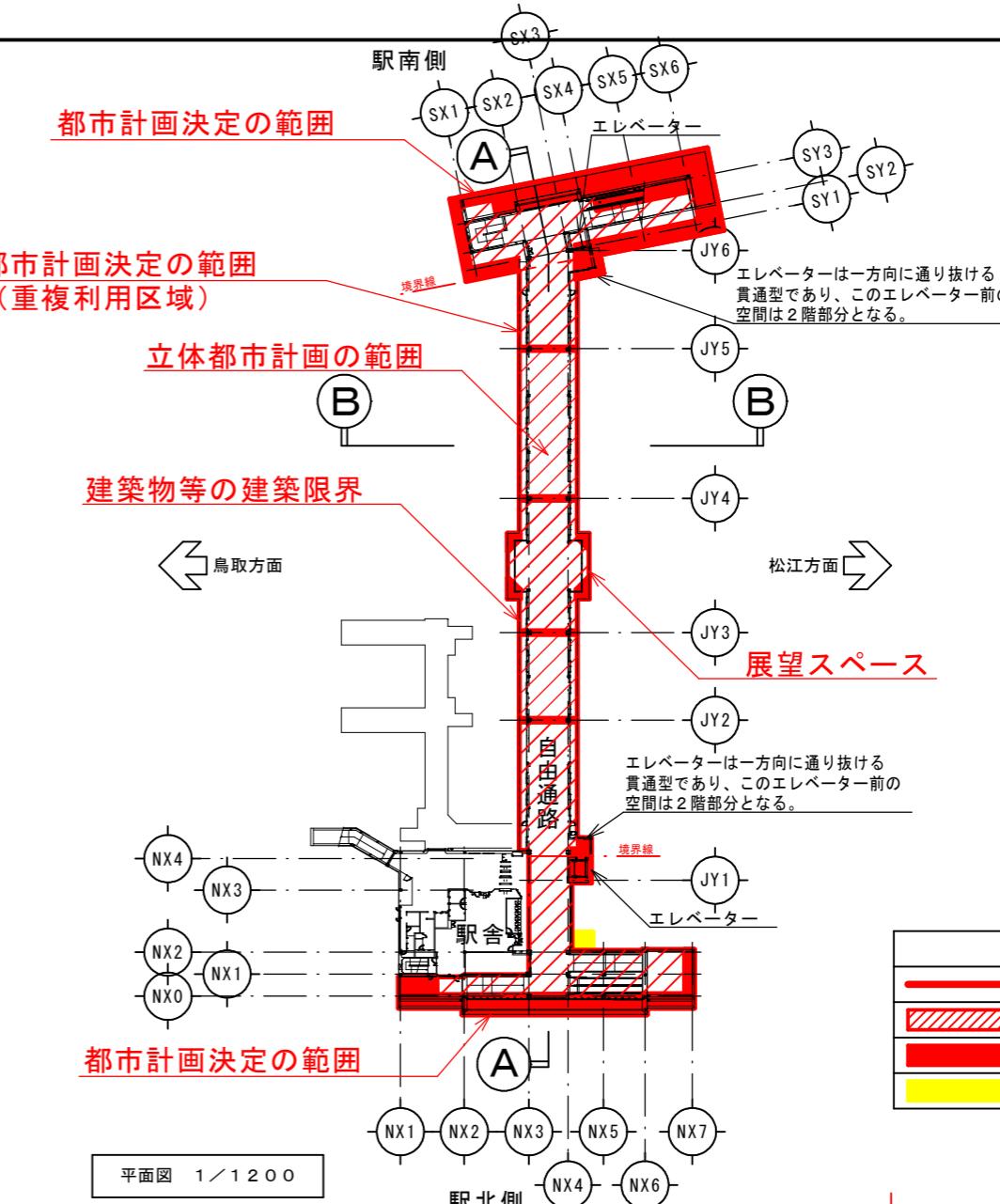


都市計画施設等図(区画31)

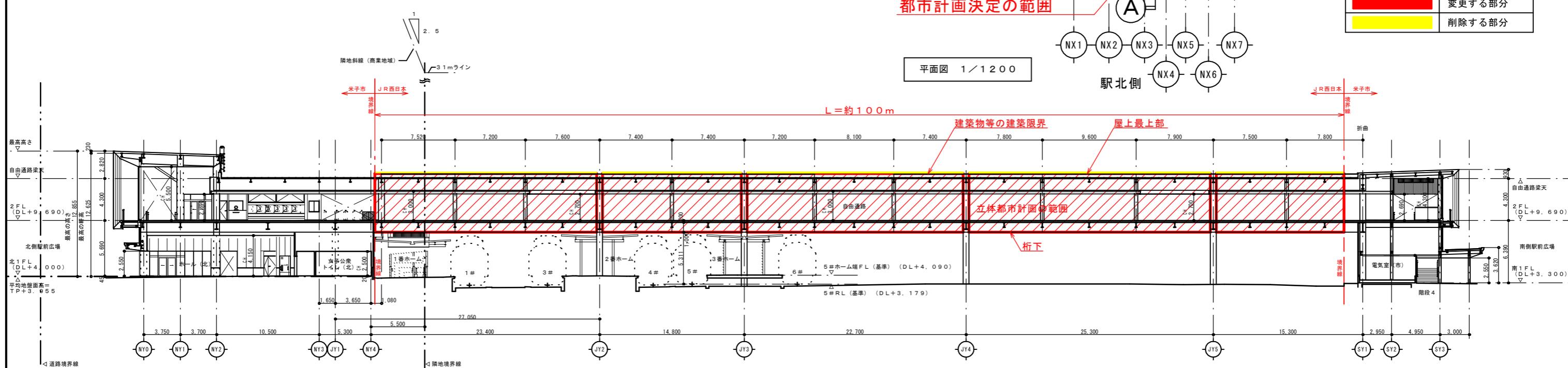
図面名	法定図書
区域名	米子境港都市計画区域
図名	計画図 (地区計画の変更)



B-B断面図 1/100



平面図 1/1200



立体都市計画の範囲図（A-A断面図）

※都市計画決定の範囲は平面図のとおりとし
立体都市計画の範囲（延長L=約100m）について表している。

図面名	法定図書
区域名	米子境港都市計画区域
図名	計画図 (地区計画の変更)

